

西条市シルバー人材センター安全・適正就業対策年次計画

令和 8 年度において次の安全・適正就業対策事業を進める

令和 7 年度事故発生状況については、請負・委任における傷害事故が 1 件、賠償事故が 8 件、派遣による賠償事故が 1 件発生した。特に、令和 7 年度には安全対策が講じられていない状態で飛石事故が発生したことを受け、令和 8 年度は「事故ゼロ」を目標に掲げる。とりわけ草刈作業中の安全対策を徹底し、すべての作業において安全対策 100% の実施を目指して取り組むものとする。

1. 草刈作業による飛石事故の撲滅

草刈作業において刈刃はチップソーとし、ナイロンコードは使用厳禁とする。現在使用している防護ネットよりも扱いやすい物を新たに購入し、効果的な設置方法を検討のうえ、防護ネットの使用を徹底する。

障害物の方向に向かって刈らないよう、刈る方向に注意して作業を行う。

車両や人の往来の多い時間をさけて作業を実施する。

傾斜地や小石の多い現場では、高刈り（5 cm 程度残す）する。

飛散防止対策を講じずに作業を行い事故が発生した場合は、保険適用外となることを班員全員に改めて周知徹底する。

駐車場や住宅の敷地内など、飛石事故リスクが高い場所での作業は受注しない。

作業前ミーティングを行い班員全員で危険個所を確認する。

作業前にはチェックリストを用いて危険個所の確認をしてから作業を始める。

事故を起こした会員には、林材業防止協会主催の「刈払機取扱作業安全衛生教育」講習の受講を義務付け、受講が完了するまでは草刈機の使用を禁止し、代替えとして収集運搬作業に従事させる。

上記の内容を班長を通じて班員に周知徹底し安全対策 100% 実施を目指す。

2. 剪定作業による転落事故防止

剪定作業においては脚立の設置前に角度と安定性を確認し、上り下りの際は踏み位置を目視で確認して一段ずつ確実に行動する。

脚立上で無理な姿勢で作業せず、こまめに脚立を移動する。

脚立の最上部に立っての作業は禁止とする。

3. 清掃作業による転倒・怪我の防止

作業開始前に通路や足元の安全確認を行い階段の昇降時は慎重に行動する。
掃除機等のコードをまたいでの作業は禁止し、特に足元に十分注意を払う。
滑りやすい場所や濡れた廊下では足元を拭くなどの対策を講じ、事故防止に努める。

4. 除草剤散布作業時の事故防止

作業場所の隣地に作物が植わっている場合は作業を断る。
聞き取り時に作物がないとされていても現場で確認を行い、実際に作物が植えられている場合は作業を中止する。

5. 事故再発防止活動

前年度事故を起こした会員を対象に4月に安全講習会を開催する。
事故を起こした班は翌日の仕事を中止し、班員全員が事務所に集合し、事故の分析と原因の特定、再発防止策の検討を行う。検討結果は班長会で報告・分析し、その内容を安全適正委員会で協議する。
班長会を2ヶ月に1回開催し事故の分析等を行い班員に周知する。
講習会開催時には、事故の発生状況を共有し安全対策の重要性を伝える。

6. 巡回指導（安全パトロール）

安全委員による定期巡回指導は、繁忙期に6回に変更する。
職員による不定期の抜打ち巡回指導は繁忙期においては2週間に1回程度実施する。
巡回時には、良好な点や改善が必要な点を写真等に記録し、定期巡回指導時に検討のうえ、安全適正就業委員会で視点を変え分析検討する。

7. 安全意識の向上

運転時には慣れた道でも無理をせず、時間に余裕を持って行動する。
交通ルールを守り安全運転を心がけ、冬季は早めのライト点灯で事故防止に努める。
センター主催の交通安全講習会及び安全運転講習会を年1回開催し、交通安全意識の向上を図る。

8. 会員の健康管理

健康であることが就業実施の基本であるため、西条市等が実施する健康診断の受診をホームページやSMS等を活用して積極的に促す。
夏季において熱中症警戒アラートが発表された場合は、作業を正午までとする。
熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、直ちに作業を中止するなど、熱中症対策を徹底する。
冬季の極寒日における就業については就業日の変更等を行い安全に作業する。